

香芝市附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年9月28日

香芝市長 福岡 憲 宏

香芝市条例第15号

香芝市附属機関設置条例の一部を改正する条例

香芝市附属機関設置条例（平成25年条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第2 香芝市教育委員会指定管理者選定委員会の項の次に次のように加える。

香芝市望ましい学校環境検討委員会	学校再編方針の具体化の検討及び香芝市施設等長寿命化計画（個別施設計画）についての調査審議に関する事項	15人以内	識見を有する者 PTAの代表者 地域住民の代表者 教育関係職員 その他教育委員会が必要と認める者	審査期間
------------------	--	-------	--	------

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。